

都市における接管管理工作の展開と 基層政権の建設

——中国共産党の都市重点工作の一側面——

こ ぼやし こう じ
小 林 弘 二

- I はじめに
- II 接管工作の展開
 - 1. 軍事管制委員会制度の確立
 - 2. 接管工作の基本方針などの確立と準備教育
 - 3. 接管工作の展開
- III 旧政権機構の破壊と新政権の建設
 - 1. 旧政権機構の破壊
 - 2. 新政権（基層政権）の建設

I はじめに

周知のように、中国共産党は「農村をもって都市を包囲する」という革命方式によって革命戦争を勝利に導き、政権を奪取したといわれる。もっとも、このことは必ずしも常に農村の解放が都市の解放に先行したことを意味するものではない。中共第七期二中全会（1949年3月）以後は政策的にも、また実際にも、都市の解放が農村の解放に先行している。ただ、都市の解放には広大な農村の革命根拠地の存在が前提となっていたこと、都市解放の主力が農民を主体とする人民解放軍（および覚員・幹部）であったこと、などの点は変わらない。一方、都市自身の革命への対応は、少なくとも中華人民共和国成立前夜においては、全体的にみて受動的であったことはいなみ難い（都市における労働者・学生などの根強い抵抗を看過してはならないが）。この点、都市と工業プロレタリアートを社会的な支柱とし、いくつかの主要都市における労働者の

蜂起（それに軍隊の反乱が加わる）によって政権を奪取し、その革命の波が地方へ波及するという経過をたどったロシア革命の場合とは、いちじるしく相違している。

第3次国内革命戦争時期のいわゆる新解放区においては、接管（接收・管理）工作や政権建設が上から下へ（上級から下級へ）とすすめられたこと、しかもこれらの工作の遂行に必ずしも十分な大衆動員を伴わなかった（というよりも、大衆動員があとまわしにされた）こと^(註1)、この二重の意味で、いわば上からの革命という色彩が強かったといつてよいと思う。都市においてはそれがいっそう顕著であった。そのことと、都市の解放が人民解放軍の武装力によって行なわれ、都市自身はむしろ受動的にこれに対応したという事実は、当然無関係ではないであろう。しかし、都市の場合には、より積極的な理由があるように思われる。都市においては、旧解放区（あるいは準旧解放区）農村においてとられた、下からの大衆動員による革命の遂行という方式が意識的に回避されたためではなかったであろうか。それにはおそらく、解放に伴う破壊と混乱を避け、できるだけ早急に生産の回復と発展をはかるという配慮が優先したためといつてよいであろうが、そうした政策は、その背後にある革命情勢全体の趨勢のなかで理解される必要がある。

わたくしは、先に新中国成立前夜の中共の農村から都市への工作の重点移行について考察した（『アジア経済』、1968年5月号）。それは、「これからは都市から農村への時期、しかも都市が農村を指導する時期がはじまる」^(注2)との展望のもとに、都市における生産の回復・発展を中心工作とし、その後の革命闘争が労働者階級に依拠して遂行すべきことを極度に強調するものであった。それはまた、革命情勢の進展に伴う新しい情況と革命根拠地との相違を強く意識して提起されたものであっただけに、根拠地時期の組織、制度、作風など、そのすべての再検討を迫ることにもなった。この時期の中共の都市工作は、こうした都市重点工作の一環として遂行されたものである。

さて小論は、以上のような問題関心のもとに、中共の都市解放後の接管工作の展開と都市における基層政権の建設の過程を追跡しようとするものである。ただし、通常接管工作の内容としては、企業の接収管理と対労働者政策が重視されるが、これらの問題の究明はまた別の機会に譲り、ここでは接管工作一般と、旧政権機構の破壊および新政権建設、なかんずく、基層政権の建設の過程に主として焦点を絞ることにしたい。

（注1）「全国で勝利してのち、われわれは広大な新解放区を接収・管理した。これらの新解放区においては、われわれは軍事力に依拠して、まず反動武装勢力を一掃し、次いで人民政権をうち建てた。しかし、これらの地区においては大衆がまだ動員されておらず、郷村の農民、都市の労働者およびその他の勤労人民も立ちあがっていないし、人民政権もまだ強固ではない。そのために、軍事行動が終わり、各級政権がうちたてられてのち、われわれの主要な任務は大衆を動員することである」。鄧子恢「為鞏固人民民主專政的國家政権而奮闘」（『慶祝中國共產黨誕生三十周年文獻』、1951年）。といっても、接管工作や政権建設の過程で大衆の動員が無視されたのではないことは、のちにみるとおり。

（注2）毛沢東「中國共產黨第七期中央委員會第二回總會での報告」（『毛沢東選集』第4巻、以下新日本出版社版による。）

II 接管工作の展開

抗日戦争の終結から中華人民共和国の成立にいたるまでのいわゆる第3次国内革命戦争の期間を通じて、実際に大都市の解放が日程にのぼるのは、1948年の後半以降のことである。それ以前に中共の勢力下にはいったのは、ハルビン（人口80万）を除けば、張家口（一時国民党軍に奪回される）、石家荘、察哈爾など、いずれも中小都市にすぎない。

しかし、これらの都市における接管工作は、のちの大都市解放時のためのテスト・ケースとしての役割を果たしている。中共の接管工作の機構・方法などは、これらの中小都市における試行錯誤の過程を経て形成されたものである。とりわけ、次の点は重要である。土地改革中の左翼的偏向の一表現としての都市の商工業に対する甚大な打撃については、先に掲げた『アジア経済』における拙論で言及したことがある。のちに大都市解放にあたって実施された接管工作においては、中共はその経験を踏まえて、何よりもそうした誤りの発生を避けることに留意している。

中共が都市解放時の偏向の発生を阻止するためにとった主要な措置に二つある。第1に接管工作の任にあたる軍事管制委員会制度の確立。第2に、接管工作の基本方針などの確立と解放軍兵士などに対する事前の準備教育。以下、この二つの問題を順次とりあげ、次いで接管工作の展開がどのように行なわれたかを究明することにしよう。

1. 軍事管制委員会制度の確立

初期の都市解放時に発生した左翼的偏向の原因の一つとして、都市解放の任にあたる機関の権限

と責任が明確でなかったことがあげられている(註1)。そうした偏向の発生を阻止するため、中共は軍事管制委員会(以下軍管会とよぶ)制度を設け、都市の接収・管理に関するいっさいの権根と責任をこれに集中することにした。

何幹之は、1948年末に中共中央が軍事管制の問題に関する政策を制定したとしているが(註2)、それがどういう内容のものであったかを直接知る資料はない。ただ、都市解放に際して軍管会を設け、これをその都市における最高の権力機関とするのは、つとに1948年初頭の華東前線指揮部の命令にみえる(註3)。それによると、軍管会の構成は次のようである。解放軍の最高司令を主任とし、財辦代表(華東財經辦事処物資處理委員會代表、物資の没収、処理の権限はすべてこれに属するとされている)を第1副主任、政治部主任を第2副主任とする。その他、党や政府機関の責任者もこれに参加するものとされている。解放軍の最高司令(ないしはそれに準ずる者)を軍管会の主任に任ずる点はその後も変わっていないが、財辦代表ということばはその後みかけないようであるから、ここにみる3者による軍管会トップの構成がその後も維持されたかどうか疑問がある。なお、軍管会には工作部門別の下部機構が置かれるが、それについてはのちに述べる。

軍管会は一定期間(その長短は軍の作戦状況と都市の回復状態によって決まる)を経たのち、市人民政府にその職務・権限が引き継がれる。しかし、天津、北京の例によると、軍管会と市人民政府の両者ともに解放前に成立しており(註4)、一時期、軍管会と市人民政府が並存している。両者の機構がどこまで相互に独立して存在したか問題であるが、軍管会主任が市長を兼任し、その他の軍管会の主要メンバーも党・政機構の重要ポストを占めている

のが通例とみられるから、実際上の不都合はなかったのかもしれない。

軍事管制委員会の任務としては、次のような事項があげられる。

(1) いっさいの残存せる敵、原隊から離脱した兵士やその他の武装抵抗分子を完全に掃蕩すること。

(2) いっさいの公共機関、産業および物資を接収し、かつ統制と監督を加えること。

(3) いっさいの反動的な党派と団体を解散させ、その反動的な証拠物件を押収し、その各級責任者に申告させ、申告後の少数の反動分子に対して取締りを行なうこと。

(4) 逮捕しなければならぬ戦犯や重罪・極悪の反動分子を逮捕すること。

(5) 没収しなければならぬ官僚資本の没収。

(6) 系統的な革命政権機関の設立、臨時的な各界代表会の設立および労働組合・学生会・青年団の設立。

(7) 共産党の都市における組織の整頓および建設(註5)。

以上に加うるに都市貧民の救済、失業労働者に対する就職斡旋、都市の難民を帰郷させることなど、およそ革命秩序を維持し、都市住民の生活を保障し、経済活動を中心とする都市の機能を回復させるためのいっさいの任務が軍管会に負わされている。

後述するように、軍管会はその工作をすすめるにあたって、対象とする地区、機関、企業などに軍事代表や工作組を派遣する。前者は軍系統から派遣され、後者は軍管会の下部機構である臨時の部門別工作委員会などから派遣されたものと思われる。両者の責任の分担ははっきりしないが、たとえば、軍事代表と地区幹部の間を調整するため

に、都市においては区を単位として区指揮所が設けられ、1人の団幹部（団は軍隊の編成単位、連隊相当）が一つの営（大隊相当）を率いてこれに参加し、軍事行動のうえでは警備司令部の指揮を受けるが、政策や規律の貫徹の面では「地方幹部」（その地区の幹部）の意見を尊重する。こうすることによって行動の統一をはかり、軍事管制の任務が順調に遂行されるようにする。また、軍の組織内では糾察大隊や検査組などを設け、規律の点検を行なっている。これらの措置は、いずれも接管工作に伴う誤りの発生を防止するための「組織準備」とよばれている^(註6)。

2. 接管工作の基本方針などの確立と準備教育

次の一文は、接管工作に伴う誤りを阻止するうえで、主要な問題点がどこにあるかをよく示している。「臨汾（山西省の都市。1948年5月に解放……筆者）の経験によれば、この戦闘の前には部隊のなかに都市政策・規律に背反する思想がやはり相当広範にみられた。臨汾攻撃部隊の一部は地方武装から新たに解放軍主力に昇格したものであって、ゲリラ的習性が非常に濃厚であり、まったく都市政策・規律の観念が欠如している。一部分は古くからの解放軍部隊であり、都市政策・規律の教育を行なったことがあるが、以前は規律が厳格に守られておらず、検査の結果によれば、規律違反に対して全然適切な処分を行っていない。しかも、そのうちの少なからぬ者が幹部である。幹部や戦士のなかには、政策・規律の教育やその実施についての規定を空文とみなしている者も少しはいる。多数の者がひそかに計画をたて、都市に進駐したらいくらかの物資を奪って、自分の個人的な困難の解決にあてようと準備している」^(註7)。

中共がかなり早期から都市解放時に遵守すべき規律や政策についての規定を定め、兵士や幹部

にその教育を実施していたことは、この一文によっても知られるのであるが、それは、はなはだ不徹底なままに終わっていたようである。そこで中共は、革命情勢の進展、ことに大都市解放を目前にして、接管工作の基本方針や政策、都市進駐に際して遵守すべき諸規則を定め、兵士や隊員にそれを周知徹底させる必要があった。

接管工作の基本方針としては、一般に「約法」とよばれているものがこれに相当する。これは世間に対して解放軍の方針を知らせると同時に、自らもその遵守を誓い、国民にもそれを呼びかけるといった性格のものである。その例として、平津前線司令部の「約法八章」（1948年12月22日）や、人民解放軍総司令部の同じく約法八章とよばれる「中国人民解放軍布告」（1949年4月25日）などがある^(註8)。両者は対象地域が異なる（北平・天津向けと全国向け）ために内容が若干相違するが、大差はない。全人民の生命・財産の保護、民族工商業保護、官僚資本の没収、学校・病院その他すべての公益事業の保護、国民党および旧政府要員の処遇、治安維持のための敗残兵・浮浪兵の申告、外国居留民の保護、土地改革（ただし平津向けにはなし）について規定する。

解放軍兵士が遵守すべき最も基本的な行動準則は、いわゆる「三大規律・八項注意」である。これは、いうまでもなく井崗山時代に定められ（少なくともその主要な部分は毛沢東に負っている）、それ以後人民解放軍のいわばバック・ボーンをなしてきたもの、これが1947年10月10日に再公布された^(註9)。新しい情況がそれを必要としたからである。

都市進駐に際して解放軍兵士や幹部が遵守すべき諸規則は、「入城守則」などとよばれている。これは「約法」に記載されているような事項を周知徹底させ、遵守させることに関する諸細則のほ

かに、関係部隊・機関以外の者の都市への進駐禁止、みだりに物資を没収したり、建物を占拠したりしないこと、「三大紀律・八項注意」に類する解放軍兵士の守るべき紀律に関する諸規則などを含む^(註10)。こうした諸規則には、各都市の進駐部隊の最高司令の名で発せられるもののほかに、下級の各部隊の発するもの、さらには各小組ごとにスローガンを掲げてその遵守を誓う(公約)といったものまである。

中共は都市解放に際して、一方で「約法」・「入城守則」などを制定するとともに、他方、解放軍兵士や幹部に対する事前の準備教育(または工作)をきわめて重視している。その場合、接管工作の根本方針や諸規則などを知識として与えるだけでは十分でない。それには以下にみるように思想教育をはじめとする、種々の準備工作が行なわれる。

政策・紀律の学習方法についてみると、まず幹部から、しかも思想から着手しなければならないとされる。北平の警備にあたった四十一軍の例でいうと、各師団・連隊がそれぞれ幹部政策紀律訓練隊を設け、全軍の幹部が3日間の合同訓練を受けたという。合同訓練では、政策・紀律についての報告を聞いたうえで、具体的な問題と結びつけ、思想にまで立ちいって広範な討論を行なう。そこでは個人的打算や本位観念(自分本位の考え方、たとえば自分の部隊のことだけ考えるというような)が問題とされている^(註11)。先に引用した一文に照してみれば、その理由は容易に理解できると思えるかもしれない。しかし、革命情勢の進展とそれに応ずるための思想教育という文脈で考えるならば、問題は実は次の点にあると考える。すなわち、第1に根拠地時期の狭い工作经验に根ざす思考の枠を打破すること、第2に個人なり単位なりの自主性が極度に重んじられた根拠地出身の兵士や幹

部に組織性・紀律性を植えつけること、の2点である。

兵士・幹部に対する準備工作としては、次のようなことも行なわれる。過去の戦闘についての大衆の評価を基礎にして模範単位を選び、これに賞を与え、全軍にそれに学ぶように呼びかける。また、紀律や政策に違反した単位や個人に対して批判を加え、処分を行なう。さらに立功運動(功績を競い合う運動)と結びつけて、各小組で決めた公約の実現を競う^(註12)。

さて、こうして学んだ政策・紀律が実際に行なわれるよう保証するために重要なのは、次の三つの要件の結合であるとされる。各級の指導機関が原則を堅持すること、戦士大衆の相互監督、幹部の模範作用(身をもって範を示す)がすなわちそれである。しかし、これらはすでに準備教育の問題ではなくて、接管工作の実施の段階での問題である。

3. 接管工作の展開

接管工作は通常2段階(接收および管理)または3段階(接收・管理・改造)に区分される。後者によれば、それは次のようである。

(1) 接管工作段階。一般に移交(引継ぎ)、清点(点検)、接收を包括する。その場合主として要求されるのは、工作と業務の継続に影響を与えないようにすること。この段階では国民党の反動的制度は残されるものが多く変化は大きくない。

(2) 管理段階。主として研究と考察を行なう。部分的な改善と機構の改編を開始する。国民党の残存せる反革命制度の除去が始まり、人民民主制度の建設が始まる。

(3) 改造段階。全般的、あるいは大部分の国民党反動制度の清算と人民民主の新政権制度の確固たる建設に力をいれる^(註13)。

この3段階に先だって、前述した幹部・兵士に

対する準備教育が行なわれ、さらに接管工作の事前研究・計画の作成、党の地下組織との連絡などが行なわれる。これらも広義の接管工作の一部と考えるとよいであろう。このうち兵士・幹部に対する準備教育についてはすでに述べたので、それ以外のものについて簡単に言及しておこう。

都市解放に先だって、軍管会は接管工作の各部門別の組織をつくり、各部門の業務の分担と相互の関係を定めておかなければならない。また接管工作の基本方針のもとで各部門ごとの接管計画を作製し、各部門の責任者を指名する^(註14)。接管計画の作製には接管の対象などについての事前の研究が必要である。上海では各種の専門委員会を組織して研究にあたらせ、また上海の情況に詳しい人の意見を徴するなどしている^(註15)。

都市の解放に際して、党の地下組織の果たした役割がどの程度のものであったかを直接示す資料は見当たらない。しかし、それが政権の奪取に積極的に参加することなく、側面から解放軍を援助するという、むしろ消極的なものであったことは疑いない。地下組織の任務としては次のものがあげられている。第1に、大衆のなかで党の都市政策の広範な宣伝を行ない、大衆が団結して都市のいっさいの施設を保護し、完全な形で人民政府の管理に委ねるよう呼びかけること。第2に労働者や学生を骨子として糾察隊または護廠・護校委員会を組織し、重要な各機関・工場・学校・倉庫などを保護し、いかなる破壊をも禁止し、解放軍と人民政府の進駐・接管を待つこと^(註16)。

ところで、接管工作の実施の仕方は各都市によってかなり相違しているようである。ことに北平の場合は、解放軍と国民党軍の双方の協議によって平和裡に解放されたために、若干の特色をみせている。北平では解放軍側4名、傳作儀軍側3名か

らなる臨時連合委員会(通常「聯合辦事処」とよばれる)を組織し、接管事務はこの委員会における協議に基づいて円滑にすすめられた(この委員会は人民解放軍平津前線司令部のもとにおかれる)。北平市内の各級行政機関・企業・学校などは、接管が完了するまですべてその現状を維持し、損傷・破壊を与えないようにして処置を待つよう命令された^(註17)。接管の対象も双方の協議を経て決定し、被接管単位にあてて接管通知書を出し、軍管会から軍事代表を派遣して接管を行なった。軍管会の下部機構としては物資接管委員会、文化接管委員会などが置かれている。前者は物資・施設の接管工作を統一的に掌握するものとされ、後者は大学などの文教施設の接管にあたる。前者はさらに軍政・財經・後勤(後方勤務)・衛生・電訊・交通・房地産業(不動産)の7部門に分かれ、それぞれ元来の国民党の各系統に沿って、上から下へと接管がすすめられた。各単位の接管に派遣された軍事代表は、軍事代表小組を組織する。さらにその下に連絡小組あるいは連絡員を設け、大衆のなかに深く浸透させて、内部事情の理解と積極分子の発見に努めさせる^(註18)。また各単位には軍事代表とは別に工作組が派遣されている。その実態は必ずしもはっきりしないが、たとえば天津電訊工作組(「天津電訊局」および「中央電工器材廠」の接管を担当)は、六つ(?)の単位(党・団・職校・市訓班・城工部)から集められた30名の工作員からなる。接管単位にはここから工作員(あるいは工作組)を派遣したのであろう。その際各工作員はそれぞれ自分を派遣した母体の性格に応じて各自の役割が分かれていたのではなかろうか^(註19)。先にも述べたように、軍事代表と工作組との相互の関係は、事前に調整がなされたというのみで具体的にどのように責任の分担がなされたのか明らかでない。石景

山鋼鉄廠で火災による損害の責任が問われた際には、接管組責任者と軍事代表の両方が処分されている^(注20)。

ついでにいえば、接管工作に従事する作業員は旧解放区から動員された幹部と地下党員幹部を骨幹とし、あわせて当地の知識分子を吸収し、労働者の積極分子もこれに参加したという。たとえば中原解放区（そこでは新解放区が主である）においては、華北から1万余人、東北8000余人、中原自身の調達5000人（湖南・広西、ことに広東では党の地下組織の勢力が大であったという。広東の場合、古くからの解放区の実在によるものであろう）。全区で新規に吸収した知識分子は20万人に達するといわれる^(注21)。各地ではそうした幹部の需要増に応ずるために即製の幹部訓練を行なった。

北平以外の地区においては、臨時連合委員会に相当する機構は通常存在しないわけである。しかし軍管会機構などは北平の場合と大差ないとみてよいであろう。軍管会の下に部門別に臨時の工作委員会（上海の例では政務・軍事・財經・文教の4部門）を設け、比較的大きな単位にはそれぞれ軍事代表を派遣したといわれる^(注22)。

接管工作の実施に関する基本原則は次のことばで示される。「各按系統、自上而下、原封不動、先接后分」。すなわち各部門別に完全な形での接收を容易にするため各機関・企業の元の責任者に命令して引継ぎの責任を負わせ、状況を理解し問題を考えるのに便利なように原系統を乱さないようにし、各部門が接收権はもつが、これを占有し支配する権限をもたせないとの趣旨である^(注23)。また接收に際して軽重・緩急の区別をし、重要なもの、急を要するものから重点的に力を配置し、早急に都市の機能の回復をはかる（ことに電気・水道・交通など公益事業の回復を優先させる）。

接管工作においては、各機関・企業などの接收はその第一歩にすぎない。都市解放に伴う困難な諸問題はいまだ何も解決されたわけではない。まず第1に都市住民の生活を保障する必要がある。解放軍は都市進駐に際して大量の救済食糧を用意し、都市進駐後ただちに貧民の救済にあたっている^(注24)。また一方では各都市とも失業者や難民を帰郷させて生産に従事させる（回郷生産）大規模な計画を立案している。たとえば上海では600万人口のうち200万人を帰郷させる計画をたてた。それがいかに大規模なものであったかわかるであろう。ただ結果的には、この「回郷生産運動」は不満足な成績に終わらざるをえなかったようである^(注25)。

革命秩序を維持し民生を安定させるためには、投機や市場操作を取り締まって物価を安定させるとともに、生産を回復・発展させることが何よりも重要である。それなくしては失業者の復職すら実現できず、民生安定はとうてい期し難い。企業の接收に際しては、このことへの配慮がまず優先したと思われる。原職・原俸が維持されるだけでなく、企業機構の改編は任意に行なってはならないとされた。原状を維持することによって、接收に伴う混乱を回避し、損害を最小ならしめるためである。

とはいうものの、接管工作は上から下への行政命令方式によってのみ行なわれたわけではない。「接管工作は単なる行政的・技術的処理ではなく、人民の革命事業が勝利を獲得してから建設の開始にいたる過程における主要な政治闘争の任務である」^(注26)。したがって中共は、上から下への接收を行なうと同時に、下から上への大衆工作をあわせてすすめる必要を常に強調している。とりわけ大衆路線による工作の例としてしばしば挙げられる

のが、清点工作（または清審工作）である。機関・企業などを一応接收してのち、機器・物資などの点検、帳簿との照合が行なわれるが、軍管会から派遣された軍事代表は内部事情に通じないため、大衆の協力なくしては成果は期待できない。ことに隠匿物資の発見では積極分子の果たした役割が大きかったことを、多くの報告が指摘している^(注27)。

以上、接管工作がどのように行なわれたかをおおざっぱに概観した。次にみる旧政権機構の破壊と新政権建設は、上述した接管工作一般に対して、いわば各論に当たると考えてよいであろう。この問題の追跡を通じて、都市解放が内包する問題点を具体的な形で提起したいと考える。

（注1）中共東北中央局「關於保護新收復城市的指示」（『群衆』、第2巻第24期）。

（注2）何幹之主編『中国現代革命史』（香港三联書店、1958年9月）、337ページ。

（注3）柯凡「解放軍在大城市」（『群衆』、第2巻第11期）中に引用。

（注4）北平軍管会は1月1日、北平市人民政府は1月19日、それぞれ成立。軍管会主任および市長は葉劍英。天津軍管会と市人民政府は1月15日同時成立、主任兼市長は黄克誠。上海市においては軍管会が上海解放の日である5月27日、市人民政府は同月30日に成立している。

（注5）何幹之、337ページ。

（注6）「“前進部”怎樣執行城市紀律？」（『人民日報』、民国38年1月10日）。

（注7）『人民日報』、民国37年、11月1日。

（注8）いずれも『新中國資料集成第2巻』（日本国際問題研究所、昭和39年）収録。

（注9）従来各地・各軍によって若干の不統一があったのを統一し、次のとおり定められた。(イ)いっさいの行動は指揮に従う。(ロ)大衆からは針1本、糸1本もとらない。(ハ)捕獲品はすべて公のものとする（以上「三大紀律」）。(ニ)話をするときはおたやかに。(ホ)売買は公正に。(ヘ)借りた物は必ず返す。(ヘ)こわした物は必ず弁償する。(ト)人を殴ったりのしつたりしない。(チ)農作物をあらさない。(リ)婦人に悪ふざけしない。(ニ)序

列を虐待しない（以上「八項注意」）。

（注10）「済南市軍事管制委員会頒佈軍政人員入城守則」（1948年9月25日）。『中国人民解放軍入城政策』（新華書店、1949年8月再版）。王軍「警備北平的四十一軍進城前的政策紀律學習」（『人民日報』、民国38年2月19日）。

（注11）本位主義については前掲拙論参照。

（注12）王軍。

（注13）陳毅「關於上海市軍管会和人民政府六、七兩月工作報告」（『人民日報』、民国38年8月13日）。

（注14）「天津接管工作如何獲得重大成績」（『中国人民解放軍入城政策』）。

（注15）陳毅報告。

（注16）何幹之、338ページ。

（注17）「北平完全解放」（『群衆』、第3巻第7期）。

（注18）「平市軍管会在物資接管中創造接管大城市經驗」（『人民日報』、民国38年3月19日）。

（注19）江怡「天津電訊工作組工作的介紹」（『人民日報』、民国38年5月1日）。なお六つの単位（六個単位）として挙げられているもの（実際には五つしか示されていない）は共産党、新民主主義青年団のほかは、職工学校、市幹部訓練班、城市工作部といったところではないかと思われるが、正式の名称は不明。

（注20）『人民日報』（民国38年6月17日）。

（注21）鄧子恢「中原臨時人民政府近一年来的施政工作」（『新華月報』、1950年3月）。

（注22）鄧子恢報告。

（注23）何幹之、339ページ。

（注24）天津では30万人近くの戦争による罹災者が各人平均半月分に相当する食糧を支給されたという。ただしこれは救済だけが目的ではなく、それには難民に仕事を与えその代価として支払われるものも含まれており、また救済を通じて住民を組織化するという意図もこめられている（『華商報』、民国38年2月11日）。

（注25）「上海軍管会製定方案、疏散二百萬人回鄉生産」（『人民日報』、民国38年8月13日）。その結果については「一年来的民政工作」（『上海解放一年』、解放日報出版社、1950年）。なおこの計画が不成功に終わった原因の一つには、受入側の反対があったことが予想される（『長江日報』、1950年11月4日）。

（注26）陳毅前掲報告。

（注27）1例をあげれば「津市企業公司清審工作的步驟与經驗」（『人民日報』、民国38年3月20日）。

Ⅲ 旧政権機構の破壊と 新政権の建設

1. 旧政権機構の破壊

中共の接管工作の基本方針について、彭真は次のように述べた。「かつての反動的な国家機構については、接管後必ず粉砕すべきであり、別途に新しい大衆と緊密に結びつくことのできる人民民主政権を打ち立てるべきである。接收された企業機構については、これをぶちこわしてしまってはならない。接管後必要な改良を加えるべきである」^(註1)。つまり、接管後に旧政権機構と企業とでは対処の仕方が違っていなければならないというわけであるが、この点と関連して陳毅はいま少し詳細に述べている。かれによれば、接管工作の管理段階では、政務部門と軍事部門は解放区の優秀な軍政制度によって全般的かつ徹底的な改造を行ない、経済部門と文化部門は、人民の利益に合致し、科学的法則に合致する部分は保留し、その人民の利益に反し、科学的法則に反する部分を改める。全体的にいて、経済産業部門と文化部門は政務部門に比して変更は比較的小さくてよい。ただし、これは技術的にはそういえるというだけであって、経済・産業・文化諸部門の基本方針はなんら政治・軍事部門と異なるものではない。すなわち、人民に服務するという方針で国民党反動派の反人民的・反動の方針にとってかえるべきである^(註2)という。

一方、これらの政権機構で工作に従事した旧職員などに対する処遇は、「約法八章」(1949年4月25日)に示されている。「主要な戦争犯罪人および大罪極悪の反革命分子を除いて、およそ国民党の省・市・県各級政府機関の官吏・警察官・区・鎮・郷・保甲の人員であって、武器をとって抵抗

せず、陰謀・破壊を伴わないものについては、本軍はいっさいこれを俘虏したり、あるいは逮捕したりすることをしない。また上記の人員がおのおの職務に安んじ、本軍および民主政府の命令に服従し、責任をもって各機関の資料・公文書などを保存し、接收・処理を待つよう求めるものである。これらの人員のうち、特技を持ち反動行為あるいは重大な腐敗行為のないものは、民主政府は個々に採用を認める。もし機に乗じて破壊・窃盗・汚職を行ない、公金・公共物・公文書を持って逃亡し、あるいはひきつぎを拒むものは必ず法により処罰される」。これを要するに、留用すべきもの、教育・改造を行なうために一定の機関に送るもの、行跡不良につき排除しあるいは処罰するもの、帰郷させるもの、といったふうに個別にその処分を決することになっていた。

1949年2月9日、葉劍英北平市軍管会主任兼市長は国民党市政府を訪れ(北平解放は1月31日)、「原国民党市政府全体工作人員大会」と「各局・処長會議」を前後して開き、全員がその持場を守り、引継ぎの準備を行なうよう告げた。またかれは、北平の解放は一つの革命であって単なる政権の交替ではないこと、解放区の政府は人民の政府であるからそこで働く者は人民に服務しなければならないこと、今は新しい人民の時代であり、政府は新しい任務を負う以上、新しい人物・新しい作風を必要としている。工作に従事するものは各自が繰り返し自己を教育し、自己改造を行ない、自らを人民に服務する新しい人間にしなければならないこと、などについて語ったという^(註3)。

中共が機関・企業などの接收に際して、かつての国民党時期の系統に従って、その完全な接收をはかったことはすでに述べた。そのために、これらの機関・企業などの旧職員に引継ぎの責任を負

おせたのであった。したがって接管が完了するまで（接管工作の第1段階）は旧職員の大数が留用された。上海解放後2カ月の状況は次のとおりであったという。

国民党市政府の職工（職員および労働者）4万9000余人のうち調査処、人事処（特務機関）の職員が大部分逃走するか潜伏するかしたのを除けば、その他の各局・処の95%以上の職員が旧来の職に就き、従来どおり業務に従事しながら、新政権の処置を待っているという^(註4)。同じく解放後2カ月余を経た武漢の例でみると、接管された企業および機関の旧職員のうち、各企業の技術部門の人員はほぼ100%留用、政府公安系でも被留用者は68%に達しているという^(註5)。驚くべきことに公安関係でさえもこのとおりである。北平の場合をみても、解放半年後に旧警察局の人員1万3000人（うち清掃労働者1800名、雑役1000余名を含む）中、解職された者や帰郷した者など5000名を除き、他はいずれも留用されており、しかもその大多数は以後も改造可能（したがって引き続き留用の見込み）であるという^(註6)（国民党、三民主義青年団などの反動組織や国民政府内政部調査局などの特務組織は都市解放後直ちに解散を命じられている）。

接管工作の第1段階で現状維持がはかられたのは、旧政権機構（市政府機構）自体についても同様である。暫時は必要に応じて変更を加える程度で、業務も継続しうるものは従来どおり継続されたい^(註7)。しかし、接管が一段落したところで国民党政府から引き継いだ機関の再編制と機構の縮小をはかることは、中共が当初から予定していたことであると思われる。

機関の再編制は節約運動と結びつけて展開された（財政的困難を切り抜けることが主要な動機の一つであった）ために、「精簡節約」あるいは「整編節約」

とよばれる。この運動にはいま一つのねらいがあった。それは中共自身が従来から擁してきた機関を整頓することである。つまり環境の変化に応じて、かつて根拠地時代にその基礎が置かれた機関を都市に適合したものに改造しなければならないというわけである^(註8)。この運動は6月に華北人民政府によって提起されているが、8月になると各地で整編案が発表され、いっせいに運動が展開された。

整編は当然に人員の削減を伴う。たとえば華中軍区の場合、中共中央華中局・華中軍区司令部とこれに所属する政治部・後勤部・中原臨時人民政府および中共武漢市委員会の6単位で7121人の削減を決めたが、これは現有人員の約33%に当たるという^(註9)。中共中央華東局の整編案によると、旧政府職員などの処理の方針は次のごとくである。

(1) 専門技術および工作能力を有する者であつて、しかも各生産・技術単位が必要とする者は、教育と審査を行ない留用する。

(2) 専門技術および工作能力を有するが当面のところ原単位が必要としない者は、教育と審査を経て他の部門あるいは他地区の工作を紹介すべきである。

(3) 相当の技術と工作能力を有する多数の旧人員はできるだけ動員・集中し、教育機関がひきいて下郷し、訓練・改造を行ない、将来各県・区および郷村に配置して、各種の建設工作に参加させるようにする。

(4) なんの特技ももたない一般余剰人員は、帰郷のために動員し、帰郷後生産に従事させてよい。

(5) 個々の重罪・極悪分子は解雇し、法によって罰すべきである。

この運動も展開の過程でゆきすぎを生じ、その是正がはかられなければならなかったようであ

る。華中軍区において、個々の企業や学校でなんの準備もなく、無差別に旧職員を削減するという誤りを生じたという。この精簡運動が単に旧職員の「裁員」（人員整理）や「復員」と同義ではないのだということが、改めて強調されなければならなかった^(註10)。またその後上海では、中共中央の国民党の旧工作人員の処理に関する決定に基づいて、「旧人員の処理に関して注意すべき事項」という命令を発したが、それは「個々の行跡がいちじるしく不良で、大衆が反対する者を除き、他は一律に団結・改造の方針をとり、しかもその生活と前途にはよりいっそう配慮しなければならぬ」とするものであった^(註11)。これはむしろ政策転換とみるべきかもしれない。精簡節制的運動の開始から半年後の中南軍区の状況がそれを示している。

国民党から引き継いだ旧軍政人員約2、30万人はすでに個別に職を与え、あるいは訓練改造を行なったという。「ある地区または部門によってはまだこの方針（「3人の飯を5人で食べ、肩を寄せ合って住む」）によって行なっていないところがあり、大量に人員整理をやったところがあるが、発見されたものはすでに是正した。一般には留用人員は教育・改造を経た後、大多数は古い思想、古い作風を改め、新しい思想や作風を自分のものとし、旧来のポストで公務に服し、法を守り、進歩に努めることができるのである（榜点筆者）」^(註12)。おそらく、できるだけ旧職員の元の地位を保証しようという方針が出されたものと思われる。したがって、大幅な機構改革と人員整理によって抜本的な改革を企図したこの整編運動も、当初予期したほどの成果は得られなかったのではあるまいか。

旧国民党政府の職員などの多数が留用されたのにはいくつかの理由が考えられる。都市解放に伴う破壊と混乱を最小限に食い止めること、技術と

工作能力を有する幹部の極度の不足、膨大な数にのぼる旧国民党政府職員の多数から職を奪うならばそれは一つの重大な社会問題になったであろうこと、など。一方、中共はこれらの職員の改造には十分な自信を持っていたものと思われる。第3次国内革命戦争の期間を通じて、国民党軍の將兵を自らの陣営に加えることによって解放軍を拡大・発展させてきた中共にとっては、それはすでに経験済みのことであつたともいえよう。といって、そこに問題がなかったわけではむしろない。これら都市の留用幹部と旧解放区以来のいわゆる老幹部とのあいだに対立をつくり出したであろうことは、想像に難くない。それはまた、政治優先か業務優先か（紅か専か）という中共政権成立以来の難問に現実の素材を提供することにもなった。

ところで、旧職員の留用と旧政権機構の破壊とは別問題であると一応はいえる。また国民党政府諸部門のうち形のうえて残されたものがあつたとしても、その実態は相違している、帝国主義と封建地主、官僚資本家の利益を代表する政府から、人民に服務する政府へと質的な転換を遂げているではないか、という指摘が当然なされるであろう。わたくしもそれを否定しようとは思わない。ただここでは、旧政権機構の「粉碎」が機関の再編制という形で大衆の動員を伴うことなく、上から推進されたこと、したがってそれは「粉碎」ということばから受ける印象とは相当隔たりのあるものであつたことを指摘しておきたい。

旧政権機構の破壊について以上にみてきたところは、主として旧市政府機構の改編およびそこに働く旧職員の処遇の問題である。しかし、都市の住民にとっては末端の政権機構、ことに保甲制度の破壊のほうがいっそう重要である^(註13)。なぜなら、都市住民にとっては国民党の「階級支配の道具」と

しての政権機構とは、まさに保甲制度にほかならなかったからである。それが都市住民の意識の面でどう受けとられていたかはともかく、保甲制度が温存されているかぎり、かれらにとって「解放」が政権交替以上のものであることを理解するのはけっしてやさしいことではなかったであろう。かれらが「解放」を自らの問題として受けとめ、かれら自身が立ち上がるようにさせるには、保甲制度の破壊は不可欠である。しかしその破壊の実状は旧市政府機構の粉碎の場合にもみられたように、けっして簡明直截なものであったとはいえない。

北平解放当時の中共の保甲制度に対する方針は、基本的には旧市政府機構に対するそれと違わないといってよい。「保甲制度は反動統治の基層組織であるゆえに、廃止しなければならない」が、旧保甲人員に対しては個別に対処すべきであるとする。かれらは人民の審査を経たのち罪のある者は罰すべきである。他の者は留用し、社会秩序の維持にあたらせ、その間の活動を通じてかれらに贖罪の機会を与える。といっても、そのことはけっして保甲人員が合法的地位を得ることを意味するものではない。大衆には留用の意味と方法を説明し、かれらの監督を要請し、違法行為があったときは告発すべきである^(注14)。

以上の党の基本方針はその後も変わっていないとみてよいであろう(先に引用した「約法八章」にも引き継がれている)。しかし、その適用の仕方は都市によって相違がある。

北平・天津においては、接管工作の初期には旧保甲人員に社会の秩序維持の責任を負わせるとともに、時にはかれらの都市住民に対する統制力を利用してもいる。たとえば天津解放直後、救済食糧の分配に際して旧保甲長が利用されている^(注15)。しかしこれらの都市では解放後かなり早期に保甲

制度の撤廃をはっきりと打ち出した。北平では解放直後国民党の区公所が廃止され、区人民政府が設立されたが、その後ただちに保甲の組織状況の調査にのり出した^(注16)。3月にはいるといくつかの重点地区を選び、試験的に保甲制度の撤廃と街人民政権の樹立を行なった(この二つの工作は結びつけて展開されているので、その詳細は後述)。4月には北平市政府は保甲制度の撤廃と街政府の設立の命令を発し、これを市政府民政局の工作重点にした。北平市の城区および郊区あわせて24区、約400の街(郷)の新政権が4月中に設立されるであろうといっている^(注17)。その完成は若干時期がずれたようであるが^(注18)、北平・天津では解放後数カ月を出ずして、保甲制度が撤廃され、街人民政権が樹立されていることは、のちにみるとおりである。

上海においては、これと若干相違している。それは次項において述べるように、中共の都市基層政権に対する政策が変わったためである。上海では軍管会が指示した「ゆっくりと前進し、逐次改造する」という方針のもとに、接管工作の初期、国民党民政局区公所機構に対しては、これを破壊したり、打撃を与えたり、改造したり、状況に応じて処理の仕方を変えている。かくして、接管工作に混乱が起きず、行政管理工作が中断せず、革命秩序が順調にうちたてられたのだという。保甲制度に対しては保甲長を承認するのでもなく排除するのでもない。厳格な軍事管制を実行すると同時に新しい大衆の力の養成に留意し、改造可能な保甲長は改造する。保甲制度の撤廃闘争においては、各区の接管会のもとに過渡的な事務所を設け、こうした組織を通じて一面で保甲を規制し、一面で大衆に接近し、住民の日常生活のなかの福利活動を中心として各種の小組(清潔衛生・防空及び冬防治安など)を組織し、逐次町内(里弄)を組織化して

いる^(註19)。

保甲制度の破壊と新政権の建設は、いわば表裏の関係にある。北平・天津と上海との保甲制度に対する対処の仕方の相違は、同時に新政権建設に対する政策に相違があることを示している。そしてこの相違の意味するところも、次に新政権建設の過程を追跡することによって明らかにしうであらう。

2. 新政権（基層政権）の建設

中共の都市における基層政権建設方式は、第3次国内革命戦争の初期においては、基本的に農村におけるそれと相違がないようにみえる。というよりも、中共は都市管理の経験をもたなかったために、都市（それは華北および東北の中小都市であるが）においても農村における政権建設方式をとらざるをえなかったのであろう。それは漢奸の清算闘争、翻身運動、増資減租（賃金引上げと家賃の引下げ）などの大衆運動を大々的に盛り上げるなかで、旧政権機構を打破し、破壊に向けられた大衆のエネルギーを新政権建設に転化させるものである^(註20)。それはまさに、農村において階級闘争（反封建闘争）と結び付けて展開された政権建設の方式を都市に持ち込んだものであった。ところがそうしたやり方は、往々にして「農村で地主・富農を闘争にかけて封建勢力を消滅するやり方を都市に応用する誤り」^(註21)をも生じることになり、そのために都市の商工業に甚大な打撃を与えた。

中共は都市解放に伴うそうした偏向の発生を防止するために、軍事管制委員会制度を確立し、また幹部や兵士に対する事前の教育を強化したことは前に述べた。こうした配慮が都市における基層政権の建設にどう現われているか、まず北平・天津においてその実状をみることにしよう。

先に述べたように、北平では3月の半ばに重点地

区を選んで、保甲制度の廃止と人民政権の建設を試験的に行なっている。その重点地区のひとつにおける人民政権の建設方法は次のようであった。

北平の五区の例によると、軍管会の工作組が解放後金元券（国民党中央銀行の発行紙幣）の交換を行なう際に貧困家庭救済のための調査を開始し^(註22)、また清潔衛生や徴税などの工作を行なうにあたって大衆の中に深くはいり、労働者や知識人と座談会を開き、労働者の学習小組を組織した。これらの工作を通して養成・発掘された少なからぬ積極分子が大衆のなかで核となって働き、大衆の政治意識を高めた。さらに5区の三保をモデル街とし、各甲で座談会や積極分子会を開き、旧保甲の罪悪を暴露した。かくて旧保甲の廃止と人民街政権設立の準備を公表したときには、保の大衆の意気込みがきわめて高く、すぐに実行するよう区政府を尋ねて督促する者さえいた。このようにして18日に正式に人民の街政権の成立をみた。

各街村における新政権の建設は、通常次のような段取りを経て行なわれる。まず大衆大会において旧保甲人員を弾劾し、そのあとで工作組が大衆を助けて無記名投票による選挙を行ない、人民自身が擁護する行政人員（街長など）を選出し、新行政機構を組織する。同時に工作組は正式に保甲制度の廃止と人民政権の成立を宣する。新政権の構成メンバーは労働者や農民が主であるという^(註23)。

以上のような経過を経て、北平・天津では全市にわたって保甲制度を撤廃すると同時に、人民による街政権を建設したのであった。ここにみられる基層政権の建設方式は、むしろかつての農村におけるそれに類似している（したがってまた第3次国内革命戦争初期の都市における基層政権建設方式とも似ている）。もっとも、旧保甲人員の罪悪の弾劾と新政権建設を結びつけるやり方が実際にどこまで

徹底して行なわれたか、のちにみるように若干の疑問が残るが、それでもこうした方式によって政権建設が行なわれ、それが強化されていたならば、都市においても下からの大衆のエネルギーの盛り上がりによる革命といった色彩がかなり強いものになっていたに違いない(むろん工場労働者などの間にそうした盛り上がりが見られたことを否定するつもりはない。この場合は居住地域単位での基層政権建設についていっている)。しかし、軍事管制のもとにあって、工商業に対する打撃という問題こそ起きなかったものの、こうした方式による基層政権建設はけっきょく否定されざるをえなかったのである。

北平・天津において、市・区・街の3級政権成立後間もなく、これが都市の実情に適しないというので、その大幅な改革が行なわれた。概略を記すと次のようである。

3級政権のうち街人民政府を取り消し、区人民政府を区公所に改め、市人民政府の出先機関とする。従来区政府に属した各工作は市政府所属の各局に委ねる。たとえば、以前区政府に属した「経済股」の幹部は新たに区単位で設立された工商分局または合作社(市レベルの合作総社の出先)に所属することになる。また以前街政府に属した戸籍や公安の管理工作は公安分局所属の人民公安派出所(街単位の公安分駐所は取り消される)に移管される。このため派出所の強化がはかられた(これが市政府の基層組織といわれている)^(註24)。

それでは改革の理由は何か。「われわれは都市の集中性という特質を理解していなかったために、都市政権の組織形式に農村の経験を機械的に持ち込んだ。……そこで日常の工作のなかで各級政権機構間の権限・政策の不統一が露呈し、歩調が乱れるといった事態が生じた。やがて中央の指示によって、いっさいの工作をできるだけ市級に

集中することにした^(註25)」。いま少し詳しくいうと、次のようなことになる。市・区・街の3級政権は農村における県・区・村の3級に見合ったものであるが、これは農村には適しても都市には適さない。なぜなら、都市の特性は集中性、すなわち経済・人口・地域が集中しており、またそこには近代的な交通手段が備わっていることにある。したがって、人民政権の組織機構や工作方式もより集中的でなければならない。具体的には次のような問題がある。まず区・街政権には各区・街内の工場・銀行・機関・学校などを区・街政府が管理できないということ、また区・街政府が介在すると市政府の決定が迅速、かつ徹底して行なわれず、無政府・無紀律状態を出現しがちであること、さらには幹部の不足、つまり多数の幹部が街道工作(地域活動)にとられてしまい、工場・機関・学校などで幹部の不足をきたしているといった理由もあげられている^(註26)。

ところで、ここにあげられている改革の理由は、その限りではもっともであるといえる。しかし、街政権が廃止されても都市住民との結び付きはなんらかの形で確保されなければならない以上、街政権の撤廃と権力の集中を強調するだけでは真の問題解決にはならないであろう。少し違った角度からこの問題を検討する必要があるように思われる。

街政権は、すでに指摘したように、農村における基層政権の建設に類似した方式、すなわち旧権力機構の破壊に結集された大衆のエネルギーを新政権建設のエネルギーに転化させる方式によって建設されたとされている。しかし、それがどこまで徹底して行なわれたか若干の疑問がある。というのも、一方で工商業に対する打撃の回避に意を用いながら、きわめて多様な階級および階層から

なる都市住民をどれだけ階級闘争に結集できるかという問題があるからである（地区によっては労働者階級およびその家族が住民中多数を占めるとはかぎらない）。したがって、街政権の階級的基盤ははなはだ弱体であったとみななければならないであろう。

そのことと並んで、いま一つ、おそらくより重大な街政権の欠陥は、実は次の点にあったと思われる。わたくしは先にあげた拙論のなかで、都市の政権機構（それだけにかぎらないが）には「一攬子会」方式に代表される農村の組織と違って集中性とより高度な組織性・紀律性が要求されることを指摘した。街政権にはそういう点で欠けるところがあった（同時に、党の指導者が当時の革命情勢のもとでそのことを強く意識したということがより重要であるかもしれない）。それは一つには街政権を指導した幹部が農村における工作経験しかもっていなかったためであるが、都市住民の側にもその階級構成がきわめて複雑であり、しかも大衆レベルでの自治の経験をもたなかったために、意志と行動の統一をはかることが容易でないといった事情があったであろう。

それでは3級政権の廃止は革命政権にどういう結果をもたらしたか。市レベルでの決定を末端に周知徹底させるという点ではたしかになんらかの成果があったと思われる^(注27)。しかしそのマイナス面も考えなければなるまい。それはいうまでもなく、革命政権が末端の人民大衆と結びつくためのルートの一つを失ったということである。この問題について中共は次のように考えていた。「都市の政権工作はどのようにして人民大衆との直接的な連繫を緊密にすればよいであろうか？ まず都市の人民代表会議を強化しなければならない。さらにいくつかの特に大きな都市では、各区の人民代表会議を強化し、それを恒常的制度としてうち建

てなければならない。同時に各種産業の業種別および職業別労働組合と同業組合を強化しなければならない。できるだけ各種の相異なる産業・業種・職業の職員および労働者を各種の労働組合へ組織し、各種の相異なる工商業者を各種同業組合へ組織する。どの業種にも属さない街道居民を個別に合作社（生産協同組合、消費協同組合など）文化館（一種の学習組織）へと組織し、婦女子は個別に上述した各種組織かまたは婦女代表会へ組織する。かくして、都市の人民大衆をそれぞれ生産と生活の必要に応じて組織し、市および区の機関は、これらの組織を通じて大衆と結び付く。かつての街単位の「一攬子的」（十把ひとからげにした）組織ではこのように多方面の大衆と直接に結び付く術がない^(注28)。つまり街政権によらずとも、人民代表会議や労働組合・同業組合およびその他の大衆組織を通じて大衆との連繫を求めることができるし、そのほうがより広範な層と結び付くことができるのである。しかしこの説明は適当でない。というのは街政権と人民代表会議や労働組合などは相互に排除し合うものではなく、補完し合うものであると当初から考えられていたからである。街政権を廃止し、人民代表会議や労働組合などの組織をより重視することになった理由は、おそらく別のところにある。その一つは、これらの組織が都市の組織に要求される集中性・組織性・紀律性という条件を満たすに容易である（組織の同質性、限定された組織目的などのために）ということ、いま一つ人民代表会議についていえば労働同盟を基礎とする人民民主独裁の政権が必要とする人的構成が得やすいことであろう。ところでこの決定——街政権廃止と人民代表会議や労働組合などのいっそうの重視——は、単に大衆と結びつく一つのルートを失ったというだけでなく、一つの重大な政策

転換（おそらくそれ以上のもの）であったとわたくしは考える。それは、下からの大衆動員による政権建設方式を都市に適用することを最終的に断念したものの、といえるであろう。人民代表会議の制度は、これとは逆に、軍事管制のもとで大衆の政治的参加の条件を上からつくり出していくことを前提にしたもの、というよりもそれ自体大衆の政治的参加の条件を上からつくり出す試みの一つであった。

1949年8月13日、北平各界人民代表会議において毛沢東は、全国の各都市でできるだけ早い機会に同様の会議を開くよう要望したという。これを受けて各主要都市でいっせいに各界人民代表会議が開催された。この人民代表会議の制度は、旧解放区および準旧解放区においてすでにかなりひろく行なわれてきたものである。軍事管制下の新解放区においてその召集が急がれたのは次の理由による。

「軍事管制時期にはわれわれの工作人員の多数がほかの地区から動員されてやってきているためにかかれはしばしばその土地の大衆との結び付きがない。状況を理解し、反映させるのに現実と距離ができるのは免れ難い。各界人民代表会議は、その土地の各界人民代表を網羅しているのだから、軍管会および人民政府とその地の人民を結びつける紐帯となりうる」。要するに各界人民代表会議は、「都市が解放されてのち、軍事管制が行なわれる時期において、人民政府が広く大衆と結びつく最良の組織形態である」^(註29)。すなわち、人民に政府の政策を伝達し、人民大衆の意見を政府に反映させ、大衆を動員して各種の工作の執行に資するための組織である。それは一種の諮問機関ではあるが、一定の条件が熟せば、人民代表大会の職権を行使することが予定されていた。そして最終的には、

最高の権力機関である人民代表大会によってとって代われることになっていた。各界人民代表会議は、いわば上からの政権建設の一段階として設立されたものである。

かくして中共は、各界人民代表会議を強化することによって、人民大衆との連繫をはかろうとした。しかしここで注意すべきことは、市各界人民代表会議の構成メンバーは、各党派、団体、機関などの代表からなり、地域代表がこれに含まれないということである^(註30)。したがって、各界人民代表会議が市レベルにとどまっているかぎり、それは末端の住民との連繫を強化するにしても限界がある。都市の住民のなかにはどの組織にも所属しない者が相当数いる（1951年に瀋陽のある区では、全区人口中未組織の住民が半数を占めるといふ^(註31)）からである。そのことは、革命政権の側からいえばその権力の基盤がはなはだ不安定だということになるであろう。それにまた、各地区にはそれぞれの地区で処理しなければならない問題も多いが、市政府および市各界人民代表会議はそうした問題の処理に適さない。そこでいま一度、末端の住民の意見を反映することができ、それぞれの地区の問題を処理するに適した政権機構の設置が望まれることになる。と同時に、末端の住民を居住地域単位で組織化する必要が痛感される。革命政権の基礎を強固なものにするためにも、そうした機構や組織は不可欠であろう。ただし、こんどの基層住民の組織化は、街政権の場合とは逆に、上から下へ、すなわち上級から末端へしだいに整備されるという経過をたどり、しかも大々的な大衆動員による地域社会の変革と結びつけられることなく、すすめられた。

区人民政府復活（といっても区政府の権限の範囲は以前に比べて大幅に制限されているし、区政府という名

北京市区各界代表会議の構成

代表内訳 人口区	政府	労働者	街道 住民	機関・ 団体	特別 招請者	計 (婦人)
6区 10万5000	11 ⁽¹⁾	45	66	35 ⁽²⁾	14	171(23)
5区 15万7340	8	50	46	17	22	143(15)

(出所)『人民日報』, 1950年5月31日, 6月6日。

(注) (1) 区長, 副区長, 区公所各科科長および公安局正・副局長。

(2) 婦女代表4, 学生代表6, 教育工作者8, 医务工作者4, 芸能界3, 中共北京市第6区委3, 新民主主義青年団北京市第6区工作委2, 中央人民政府・北京市政府区内駐在機関代表5。

称は使用されない場合がある)の正式決定がいつなされたのかははっきりしないが、1950年1月にその方針が決まっていたのは確かである。それと時を同じくして、区各界人民代表会議創設の方針も決まっている^(註32)。区各界人民代表会議を必要とする理由について、彭真は次のように述べた。「区レベルで討議を行ない、区の住民に共通な工作を行なうこと、区政府と人民の結び付きを緊密にし、政権の工作効率を高めること、党・政・民のいっさいの工作員の大衆から離脱する作風や官僚主義の作風を防止し、克服すること、そうしたことのために北京のような大都市では、区各界人民代表会議が開かれる必要があるとわれわれは考える」^(註33)。北京(1949年10月1日付けをもって北平は北京と改称された)では、1950年2月の北京第二期第二回各界人民代表会議において、区各界人民代表会議の設立と、二・三の区を選んで試験的に実施することの決議がなされており^(註34)、同年5月にそれが実行に移された。その成立の過程を次にみることにしよう。

北京市の九つの城区のうち、1・5・6・7の各区で前後して区各界人民代表会議が召集された。会議の代表は下表の構成からなる。代表選出までには次のような経過を経ている。6区の例でみると^(註35)、まず区公所が区各界から招請した75名で構成される準備委員会を発足させ(5月17日)、そこでの討議によって代表数、特別招請代表、人民代表会議に対する提案事項などを決定する。各機関・団体の代表はその出身母体(各部門連合)によって選出され、労働者代表は区の工会辦事処(労働組合事務所)の指導のもとに労働組合によって選出される。ここでは街道住民代表の選出についてみることにしよう。

代表選挙は通常次のような順序を経て行なわれ

る。最初に大衆大会において、区人民代表会議の性質や代表選出方法などの説明がなされる。次いで数十戸単位の街道居民(住民)会議において街代表を選出すると同時に大衆の意思を徴する。最後に派出所の管轄区を単位として街代表会議を開き、区代表を選出、そこでもみんなの意見を集約し、人民代表会議へ提案する。選出方法は大衆の討論によって決まる。候補者も事前に決めてある場合もあれば、決めてない場合もある。投票の方法もまちまちである。

6区第7段(東琉璃廠一帯)の街道居民代表選挙の実例が報告されている^(註36)。ここの戸数は1217戸、そのうち900戸が住宅、300余戸が中小商店などである。書店、印刷・文具・古道具・雑貨などの業種が多い。男女の選挙民は2519名(労働組合所属の労働者・店員を除く)。選挙工作は派出所所長のほか2名の区幹部と10名の警士(警官)がこれに従事した。まず選挙前に一部の警士が戸別訪問して選挙民調査を行ない、あわせて選挙の宣伝をする。こうした事前の準備を経て、5月17日に正式に選挙工作を開始した。派出所が各町内の治安・衛生組長を集めて選挙の意義・方法などについて説明し、またこれとは別に住民のなかで小人数の座談会を開いて大衆の意見を徴している。当初は

3日間で選挙を完了する予定であったが、途中宣伝不足というので選挙を停止し、幹部会で検討すると同時に、改めて宣伝を行なった。22日に選挙を完了。代表54名中、経理（支配人、ただしこの場合は商店主であろう）13、会計係2、ほかは小生産者、商人、自由業者、未組織労働者および店員、それに10名の婦人。こうして選ばれたある経理は文化事業に熱心で、他人に対しても公正である。付近の同業者は常々かれに私的に紛争の調停を依頼し、また労資双方の信頼の厚い、つまりこうした人が選ばれるわけである。また一般に住宅地域で選出される代表の3分の2が会議召集人（治安・衛生組長）であったという（7区の例では街代表36名中30名）。それについては、かれらの多数が工作の責任者であり、大衆と接触をもち、大衆の支持を受けている人たちであるのに対し、一般住民のほうは、選挙についての理解も足りず、住民がお互いを知らないの、適当な人を推すことができず、いいかげんに済ませてしまう、といった理由があげられている。街代表の選出後54名の代表が6組に分かれ、各組がそれぞれ候補を出し、最後にこれらの候補のなかから区代表2名の選挙が26日に行なわれた。第1回投票でまず印刷所の経理が選出され、2回目の投票でも住宅地区代表の票が分散したので、けっきょく商店代表が選出されたという。

それでは、こうした区各界人民代表会議の成立の過程はいったい何を物語っているであろうか。

第1に指摘すべきことは、革命政権が都市住民との連繫を強化し、また居住地域単位で住民を組織化する方向へ一步をすすめていることである。代表会議は都市の未組織住民の政治的参加への道をひらいた。そしてそれが単に住民の選挙への参加を意味するだけではないことは、次の事実にも

示されているであろう。北京市区各界人民代表会議の区人民政府に対する提案の主要な内容は、住民の福利に関する問題、ことに公衆衛生・公共事業などであり、その次が政府工作人員に対する批判と意見であった。いずれにしても、その大部分が人民の切実な利害と係わりのあるものであったという^(註37)。それが区レベルであるにしろ、こうして住民の身近な問題について住民自身が討議し、政府当局に住民の意見を反映させうる機構が一応設置されたわけである。同時に、区各界人民代表会議成立の過程で住民代表選出の母体となった住民の組織（街道居民会議）は、将来の住民の居住地域単位での組織化に対して、手がかりを与えたであろう。

指摘すべき第2の点は、区各界人民代表会議設立はたしかに住民との結びつきを何がしか強化したが、それは革命政権が上から住民との連繫を求めるといった色彩が強いものであったことである。というのは、旧保甲人員の一部がすでに排除されはしたものの、区各界人民代表会議の成立の過程において基本的には地域社会の抜本的な改革を行なうことなく、これをまず革命政権の側に組み込んでいくという傾向が現われているように思われるからである。そのことは、たとえば選出された住民代表の多数が商店の経理であったり、住宅地の場合は「会議召集人」であった事実を示されているであろう^(註38)。しかもこのような傾向は、北京よりも上海や南方の諸都市においていっそう顕著であったものと想像される。ちなみに、上海においては街政権が成立することもなく、1950年3月に各区の接管会（接管のための機構）を基礎にして区人民政府を設置している^(註39)。ついでに言えば、区各界人民代表会議の制度は、上述したごとく、1950年5月に北京において実施されはじめたが、程なくほかの大都市でも行なわれるように

なっている。同年11月3日には、「大城市区人民政府組織通則」および「大城市区人民政府組織通則が」公布され、さらに翌年4月には、人口10万以上のすべての都市で区各界人民代表会議を開くよう指示が出された^(註40)。

さて、このようにして都市における政權建設は上級から下級へ、すなわち市レベルから区レベルへとすすめられたが、革命政權が都市において住民との緊密な連繫をうちたて、人民政權の基礎を強固なものにするという目的からすると、いまだ真の問題解決からは遠い。当面解決を迫られている問題は次の2点である。第1に、各界人民代表會議が真にその機能を果たしうるようにすること、ことに人民代表大會の職權を代行しうるようにすることである。これは都市だけの問題ではないが、その一般的な状況は次のようにいわれている。「中共はこれに非常な熱意をもち、極力推進したのであるが、実際に各地方に制度が実施されるには、予想以上の時日を要し、大変な事業であった」^(註41)。いま一つの問題は、末端の住民の恒常的な基層組織を確立することであって、これには地域社会の民主改革が伴わなければならない。ここでは後者の問題について、その確立の過程の概略を述べることにする。

結論から先にいうと、都市の基層組織がどのようなものであるべきかということについては、抗美援朝(1950年10月、以下()内はいずれも開始時期を示す)、反革命鎮圧(1950年12月)、「三反」、「五反」(1951年12月)の大衆運動を経て、1952年末に居民委員会の設立という形で一応の結論が出される。

「早くも建国の初期、各地の都市の街道に形の違う多数の大衆組織が生まれた。これらの組織、たとえば家屋修理、優撫、治保(治安保持)、婦女、抗美援朝などの委員会は、住民大衆と広範な連繫

をうちたて、人民大衆を動員して積極的に国の仕事と公共事業の管理に参加させる作用を果たした」^(註42)。最初是这样した特定の任務をもつ委員会が街道に数多くつくられ、しかもそれらは相互に関係をもたなかった。しかし、やがてそれらの基礎の上に、街道の各仕事を統一的に処理するための基層組織がつくり出されることになる。たとえば上海では、1951年4月に街道組織を強化するため街道里弄(横町)代表會が開催され、その席上現存する冬防服務隊(冬に多くなる盜賊に対する治安維持の備え)を基礎にして、これを街道里弄居民委員会に改組するという案が討議に付されている^(註43)。

1951年末の華東区の都市基層組織の組織状況は次のようであったという^(註44)。それには大きくわけて3種ある。

(1) 上海市、南京市は派出所の範圍を主とし、弄堂(里弄とほぼ同義)、街道というような自然条件(街路によって形成される一画)をも勘案して居民委員会を設け、その下に優撫・治安・水電・衛生など各種の専門委員を置くとともに、定期的に居民代表會議を開催している。上海市は居民代表會を住民の最高組織と規定している。

(2) 山東省済南市は派出所の範圍で各種専門委員会(優撫・治安・衛生……)を設け、直接区の各種専門委員会の指導を受けている。最近また代表辦公室(事務所)を試験的に設置し、各種専門委員会の主任、区代表、民政幹事、派出所長からなる15名が輪番制で住民問題を受理し、定期的に會議を開いて解決している。

(3) 住民が区(居住区域の意?)によって居民小組を設け、派出所の民政幹事が直接指導に当たっている。

以上のような状況を経て、やがて居民委員会と

いう組織形態に落ち着く。1952年末、瀋陽に街道駐在の民政幹事の指導下に組織された居民委員会が出現し、その後1954年12月に公布された「城市居民委員会組織条例」に基づいて、全国で居民委員会が設置されたという⁽⁴⁴⁵⁾。瀋陽については資料が手もとにないが、同じく1952年10月に天津でも居民委員会の設立が試みられており、このほうは『天津日報』にかなり詳細な記事がみえる⁽⁴⁴⁶⁾。おそらく、同じころ全国のいくつかの都市においてその設立が試みられたのであろう⁽⁴⁴⁷⁾。

居民委員会の成立の過程は、先にみた区各界人民代表会議の成立の過程とよく似ている。天津市区街建政委員会の直接の指導のもとにいくつかの地区を選んで試験的に行なわれた。情況調査、政策の宣伝、大衆動員を経て、各地区をいくつかの居民小組にわち、まず居民代表を選出し、次に居民代表会において居民委員会の委員を選出している。ただし、「城市居民委員会組織条例」によると、居民小組が直接委員を選出することになっている。おそらく居民委員会の管轄範囲が大幅に縮小されたのであろう。この条例では100戸ないし500戸を単位とすることになっており（これは派出所の範囲よりずっと小さい）、居民小組は15戸から40戸で構成されることになっている。なお、この条例と同じ日付で「城市街道辦事処組織条例」が公布され、公安派出所と同じ管轄区域に街道辦事処が設立されることになった。これは市政府の優先機関であって、居民委員会の工作の指導にも当たることになっている（これによって従来の公安派出所の権限が縮小され、本来の公安工作に限定されることになった）⁽⁴⁴⁸⁾。ここに都市における末端の政権機構が一応整備されたことになる。

居民委員会そのものについては、ここで詳細に述べる余裕はないし、おそらくその必要もないで

あろう。小論のねらいは、むしろそこに至る過程の追跡にあったからである。ここではその構成、任務についてごく簡単に述べる。

居民委員会は各居民小組から選出された7～17名の委員から構成される住民の自治をたてまえる組織である。それは、住民の福利に関する問題の処理、治安の維持、政府（あるいはその出先）に対して住民の意見を反映させ、また政府の政策を住民に伝達すること、住民間の紛争の調停などの任務を負い、同時に近來は住民の学習組織として大きな役割を果たしている。

上にみたように、居民委員会は末端において政権機構と住民とをつなぐ媒体としての機能を果たすわけであるが、それ自体は独立して政権を行使する単位ではない。その点でかつての街政権とは根本的に異なる。その相違は次の事情に由来する。

わたくしは先に、区各界人民代表会議は革命政権が上から都市住民との連繫を求める試みといった色彩の強いことを指摘した。しかしそのことは、革命政権が地域社会の変革に大衆を動員し、大衆運動のなかで大衆の創意に依拠して基層組織をつくりあげるという努力をまったく放置していたことを意味するものではない。中共は区各界人民代表会議成立ののちに、各地で地域社会の民主改革の運動を展開している（その意味では大衆動員をあとまわしにしたともいえる）⁽⁴⁴⁹⁾、また居民委員会が種々の大衆運動のなかで形成されたさまざまな大衆組織にその根源をもつことは、すでに言及した（抗米援朝や反革命鎮圧などの大衆運動は当然都市住民の動員を伴うゆえに、それはまた地域社会変革の契機を与えることにもなった）。この時期中共は、一方で街政権建設方式を回避しながら、しかも大衆のエネルギーを結集し、その意見を反映しうる組織形態を求めて苦慮したわけである。居民委員会はいわ

ばその妥協の産物ともいえるであろう。それは最初から限定された任務をもつ組織として設立されている。

それでは最後に、現時点において居民委員会の制度（あるいは都市の基層組織）をどう評価すべきであろうか。わたくしは以上の追跡の結果にのみ基づいて性急な結論を出すことを避けたいと思う。ただ、この問題を考えるにあたって、次の2点を考慮に入れる必要があることを指摘するにとどめたい。

都市において過去二度にわたって「コンミュン」が出現しかけたことがある。都市人民公社と今回の文化大革命の過程で一時喧伝された上海コンミュンがそれである。それは二度とも挫折せざるをえなかったが、そこに街政権の再生をみるのはあまりに穿ちすぎた見方であろうか。これが第1点である。

いま一つ考慮すべき点は、現在の都市の性格が以前のそれに比してかなり変わってきていることである。消費都市を生産都市に転換させよ、というのは1949年当時のスローガンであるが、現在ではそれが現実のものとなっている。したがっていままでは、都市住民の大多数が勤労者であり、しかも近代産業部門に働く労働者の比重も著しく増加している。さらに資本主義工商業の社会主義的改造によって、都市住民の階級構成が大きく変わっていることも考慮に入れなければなるまい。

(注1) 『人民日報』、民国38年(1949年)4月21日。

(注2) 陳毅前掲報告。

(注3) 『人民日報』、民国38年2月9日。

(注4) 陳毅前掲報告。

(注5) 陶铸「1949年9月5日在武漢各界代表会談上の報告」(『新華月報』、創刊号、1949年)。

(注6) 譚政文「北平市半年来治安工作」(『人民日報』、民国38年8月16日)。1950年9月7日の人民日報では、全国各地の警察のなかで、東北の一部の都市を

除き、一般には留用人員が60%以上を占めるという。人民日報社論「怎樣建設人民警察」(『新華月報』、1950年10月)。

(注7) 上海の旧市政機構、財政・衛生・工務・工用・教育・地政・民政・警察・社会など9局、民全調配処、民献委員会および市本部所属の調査・人事・秘書・会計・新聞・外事・総務・交際などの10処を接收、2カ月後には社会局を廃止して工商管理処と劳工局を設置、民食調配処を廃止し上海糧食公司を設立、ほかに房産管理処、外僑事務処を設けている。陳毅前掲報告。

(注8) 『人民日報』、民国38年6月1日。

(注9) 『人民日報』、民国38年8月26日。

(注10) 『人民日報』、民国38年8月26日。

(注11) 『人民日報』、民国38年9月29日。

(注12) 鄧子恢前掲報告。

(注13) 国民党の末端における統治機構である。「保甲の編成は戸を単位とし、戸には戸長をおき、10戸を甲として甲長をおき、10甲を保として保長をおく」と規定されていた。本来は農村の自治組織というたてまえになっていたが、その実体は連座制による「農村の警察」であったといわれている。1934年以降、この制度が全国一律に施行されることになった。福島正夫『中国の人民民主政権』(東京大学出版会、1965年)、270ページ以下。しかも、この制度が当初「剿匪清郷」を目的としたことが、何よりもその性格を物語っている。高亨庸編著『保甲長之任務』(正中書局、民国37年4月)、50ページ以下。

(注14) 短論「対敵偽保甲人員応分別对待嚴肅处理」(『人民日報』、民国38年2月6日)。

(注15) 『華商報』、民国38年2月11日。北平の場合も同様であるが、この工作中的保甲長のやり方の欠点をとらえて、保甲制度を破壊する契機をつかんでいる。『人民日報』(北平版)、民国38年3月13日。

(注16) 「粉碎反动統治建立人民政権、各区相繼組成」(『人民日報』(北平版)、民国38年2月12日)。

(注17) 「北平市人民政府明令廢除偽保甲制」(『人民日報』、民国38年4月12日)。

(注18) メーカー記念大会で葉劍英は、保甲の廃止と人民政権の建設が5月の中心工作であるとしている。『人民日報』、民国38年5月3日。

(注19) 「一年来的民政工作」。

(注20) 劉衡「張市摧毀甲牌、普選街閭政権」(『解

放日報』、民国35年4月4日)、「安東市總結半年工運」(『解放日報』、民国35年6月6日)など参照。

(注21) 毛沢東「工商業政策について」(『毛沢東選集』、第4巻)。

(注22) 金円券と人民券の交換比率が労働者・学生・職員など貧困な者に対しては有利に定められた(3対1、通常は6対1)。「天津接管工作如何獲得重大成績」および「偽金円券処理辦法」(『新民主主義城市政策』、新民主出版社、1949年)参照。

(注23) 「平市各区用重点示範辦法，逐步建立新政權」(『人民日報』、民国38年3月22日)、『人民日報』、3月13、17日。

(注24) 『人民日報』、民国38年6月22日(天津)、7月14日(北平)。

(注25) 葉劍英「北平市半年来接管与施政工作」(頼志行編『接管城市的工作經驗』、人民日報出版社、1949年)。なおこの中央の指示は劉少奇が行なったものであるという。

(注26) 『人民日報』、民国38年6月22日、1950年1月23日。

(注27) 「天津完成区街政府改組，工作效率顯著提高」(『人民日報』、民国38年7月30日)。

(注28) 「坚决改变城市政權的旧的組織形式与工作方法」(『東北日報』、1月7日社論)、『人民日報』、1950年1月23日。

(注29) 新華社社論「迅速召開各界人民代表會議」(『新華月報』、1949年創刊号)。

(注30) 「會議に大衆の意見をよく反映させるには、人民代表は基本的には産業および職業によって選挙すべきであって、けっして街道を基本単位として選挙してはならない」。高崗「各地人民代表會議的總結」(『新華月報』、1950年1月)。北平市各界代表會議の構成員は以下のとおりである。「当然代表」(軍管会および人民政府首長)15名、党派代表24名、団体代表169名(うち労働組合70名、郊区農民30名)、軍隊および機關工作人員25名、少数民族代表4名、その他各界代表95名(うち工商界45名、愛国民主人士39名)、以上計332名。銭端升「從北平市各界代表會議瞻望人民民主專政」(『新華月報』、創刊号、1949年)。

(注31) 『開展抗美援朝』(人民出版社、1951年)、121ページ。

(注32) 『人民日報』、1950年1月23日。

(注33) 彭真「慶祝北京解放一周年」(『新華月報』、

1950年2月)。

(注34) 『人民日報』、1950年5月16日社説。これは「北京市区各界人民代表會議組織總則」の公布(同日付)を祝して掲げられたもの。

(注35) 『人民日報』、1950年5月31日。この前後の回紙上に関連記事多数。

(注36) 『人民日報』、6月3日。

(注37) 銭端升「關於召開区各界人民代表會議的報告」(『人民日報』、1951年8月10日)。

(注38) 治安・衛生などの小組が旧保甲に代わるものとして提起されたことはたしかであるが、なお大衆動員が不十分な状況のもとでは、それらの組長は旧来のその土地の「世話役」的なものが多かったのではないかと想像される。武漢のある地区の調査結果によると、原有積極分子の45%までが出身階級が不純であったという。(『長江日報』、1951年8月19日)。

(注39) 「一年來民政工作」。

(注40) 中央人民政府政務院「關於十萬人口以上的城市召開区各界人民代表會議的指示」(1951年4月24日)。

(注41) 福島正夫、469ページ。

(注42) 呉雲棋、常兆儒「關於調查城市居民委員會的一些体会」(『政法研究』、1962年第2期)。

(注43) 『解放日報』(上海)、1951年4月22日。

(注44) 劉克牧「認真開好城市区各界人民代表會議並加強對城市居民組織的領導」(『解放日報』、1951年12月13日)。

(注45) 呉雲棋、常兆儒。

(注46) 『天津日報』、1952年12月1日。

(注47) 『人民日報』社説(1955年1月2日)によれば、この2年間に70以上の都市で街道辦事処と居民委員會の設立が試みられたという。

(注48) 以上の両条例および「公安派出所組織条例」(同日付)は『新華月報』(1955年2月)。

(注49) 「開好里弄居民控訴会的初步經驗」(『解放日報』、1951年5月16日)。「武漢市第四区雲樵路公安分駐所辖区街道民主改革的初步情况」(『長江日報』、1951年8月19日)。

(調査研究部)